

会第20号
平成16年1月9日

各所属長殿

岐阜県警察本部長

監査室の設置に関する要綱の全部改正について

総務室会計課に設置する監査室については、「監査室の設置に関する要綱の制定について」(平成11年2月22日付け会発第100号。以下「旧通達」という。)に基づき運用しているところであるが、このたび、監査室の設置に関する要綱を全部改正し、平成16年1月9日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

監査室の設置に関する要綱

1 目的

この要綱は、監査室の設置について必要な事項を定め、適正な会計業務の遂行に資することを目的とする。

2 設置

- (1) 総務室会計課（以下「会計課」という。）に監査室を設置する。
- (2) 監査室は、室長及び室員をもって構成し、室長には警視又は警視相当職の一般職員を、室員には会計課の職員をもって充てる。

3 任務

- (1) 会計事務の指導に関すること。
- (2) 検査及び監査に関すること。
- (3) 拾得物及び遺失物の取扱いに関すること。
- (4) その他特命事項に関すること。

4 所属長の遵守事項

所属長は、監査室と連携を密にし、適正な会計業務の遂行に努めること。